

老人保健施設白寿

(介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険法第94条の2第1項の規定により
許可更新しております。
(介護保険事業所番号 2650980119)

当事業所は契約者（利用者）に対して、通所リハビリテーションサービスまたは、介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明します。

目 次

1. 事業者
2. 事業所
3. 職員の配置状況
4. 提供するサービスと利用料金について
5. 虐待防止について
6. 利用にあたっての留意事項
7. 感染症対策について
8. 非常災害時の対応について
9. 事業継続計画の策定等
10. 事故発生時の対応について
11. 緊急時の対応について
12. 個人情報の保護
13. 苦情の受付について
14. ハラスメントについて
15. 利用者への説明・同意等に係る見直し
16. 第三者評価の受診状況

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人医仁会
- (2) 法人所在地 京都市伏見区石田森南町28番地の1
- (3) 電話番号 075-572-6331
- (4) 代表者氏名 理事長 武田 隆久
- (5) 設立年月 昭和51年12月1日

2. 事業所

- (1) 事業所の種類 通所リハビリテーション
(有効期間満了日：令和8年3月31日)
介護予防通所リハビリテーション
(有効期間満了日：令和8年3月31日)
- (2) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者（以下、ご利用者という。）が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、医学的管理の下、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復を目的として、ご利用者に対し、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下、「通所リハビリテーションサービス」という。）を提供します。
- (3) 事業所の名称 老人保健施設白寿
- (4) 事業所の所在地 京都市伏見区石田森南町9番地
- (5) 電話番号 075-572-8207（代表）
FAX番号 075-572-8726
- (6) 施設長（管理者）氏名 石上 俊一
- (7) 協力医療機関 医療法人医仁会 武田総合病院
京都市伏見区石田森南町28番地の1
075-572-6331（代表）
- (8) 事業所の運営方針
 - 1. リハビリテーション計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者の心身の機能の維持・回復を図り、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
 - 2. ご利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3. ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4. 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、ご利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5. 明るく家庭的な雰囲気を重視し、ご利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者またはその家族に対してサービス利用上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともにご利用者の同意を得て実施するよう努める。

7. ご利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得たご利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
8. 通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第2項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
9. 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(9) 開設年月日 昭和63年8月1日

(10) 事業の実施地域

京都市山科区

小野（北は御霊町、西浦町まで）

勧修寺（北は東出町、風呂尻町、西は御所内町まで）

京都市伏見区

石田・日野・小栗栖・醍醐（北は廻り戸町、大高町まで）

桃山（北西は紅雪町まで、西は与五郎町まで、南は南大島町まで）

桃山町（西は丹後、養斎まで、北は井庭、南は大島まで）

深草大亀谷（北は兜山町、古御香町、敦賀町まで、西は安信町まで）

宇治市

木幡、平尾台、六地藏、五ヶ庄（芝の東、西浦のみ）

炭山（別所、西ノ谷、岩井谷、谷山、土井谷、大西、養老、久田）

※上記以外の地域に関しては要相談

(11) 営業日、営業時間及び利用定員

営 業 日	月曜日～金曜日・祝日営業 原則として、1月1日～1月3日を休みます。 ※台風・雪など天候の悪化その他災害により送迎の安全確保に支障のある場合は施設長の判断にて休業とします。
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時00分
利 用 定 員	35名
受 付 時 間	変更や利用の中止は 前日午後5時までに連絡ください。

3. 職員の配置状況

ご利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員

員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を充たしています。

令和8年6月1日付

職種	基準数
1. 施設長（医師）	1名（本体兼務）
2. 医師	適当数（兼務）
3. 支援相談員	1名以上（介護職員兼務）
4. 看護職員 介護職員	3名以上
5. 理学療法士 作業療法士	1名以上（兼務）
6. 管理栄養士	1名以上（介護老人保健施設兼務）
7. 事務員	適当数（介護老人保健施設兼務）
8. 運転手	適当数

＜主な職種の勤務時間＞

職 種	勤 務 時 間
医師	午前8：30 ～ 午後5：00
看護職員・介護職員	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	

5. 提供するサービスと利用料金

（1）サービスの概要

① 昼食（但し、食費は実費となります。）

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養及び利用者の身体の状態、嗜好に考慮した食事を提供します。

（食事時間） 午前12時00分 ～ 午後1時00分

※多少時間が前後する場合があります。

② 入浴

- ・入浴（シャワー浴・清拭）を行います。
- ・身体の状態に合わせて、個人浴槽・機械浴槽を使用して入浴を行います。

③ 排泄

- ・介助が必要なご利用者に対して、排泄介助、おむつ交換を行います。

④ 機能訓練

- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常

生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師及び看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 送 迎

- ・希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。

(2) サービス利用料金

介護保険負担割合証が1割負担の場合の金額となります。2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍となります。(下記の自己負担額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により誤差が生じることがあります)

I. 通所リハビリテーション (日額)

1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、介護保険給付額から除いた金額(自己負担額)を頂きます。

<サービス利用に係る自己負担額>

利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間～ 2 時間	390 円	420 円	453 円	484 円	518 円
3 時間～ 4 時間	513 円	596 円	679 円	784 円	889 円
4 時間～ 5 時間	584 円	678 円	771 円	891 円	1,010 円
5 時間～ 6 時間	657 円	779 円	899 円	1,042 円	1,182 円
6 時間～ 7 時間	755 円	897 円	1,035 円	1,200 円	1,361 円
7 時間～ 8 時間	804 円	953 円	1,104 円	1,282 円	1,455 円

2) 各種加算について

入浴介助加算(I)	43 円/日	
入浴介助加算(II)	64 円/日	
リハビリテーションマネジメント加算イ (6 月以内)	591 円/月	同意を得てから6ヶ月以内
リハビリテーションマネジメント加算イ (6 月超)	254 円/月	同意を得てから6ヶ月を超える期間
リハビリテーションマネジメント加算ロ (6 月以内)	626 円/月	同意を得てから6ヶ月以内
リハビリテーションマネジメント加算ロ (6 月超)	288 円/月	同意を得てから6ヶ月を超える期間
リハビリテーションマネジメント加算ハ (6 月以内)	837 円/月	同意を得てから6ヶ月以内
リハビリテーションマネジメント加算ハ (6 月超)	499 円/月	同意を得てから6ヶ月を超える期間
リハビリテーションマネジメント加算 (医師の説明・同意)	285 円/月	事業所の医師が利用者又は家族に説明し利用者の同意を得た場合
リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満)	13 円/日	
リハビリテーション提供体制加算(4 時間以上 5 時間未満)	17 円/日	
リハビリテーション提供体制加算(5 時間以上 6 時間未満)	22 円/日	
リハビリテーション提供体制加算(6 時間以上 7 時間未満)	26 円/日	
リハビリテーション提供体制加算(7 時間以上 8 時間未満)	30 円/日	

短期集中個別リハビリテーション実施加算	116 円/日	退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	254 円/日	退院(所)または開始日から3ヶ月以内、1 週につき2日を限度
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	2,026 円/月	退院(所)または開始日から3ヶ月以内、1ヶ月に4回以上実施
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,319 円/月	利用開始月から6ヶ月以内
若年性認知症利用者受入加算	64 円/日	
栄養改善加算	211 円/日	月2回を限度
栄養アセスメント加算	53 円/月	
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	22 円/6 月 6 円/6 月	6ヶ月1回を限度
口腔機能向上加算(Ⅰ) <u>口腔機能向上加算(Ⅱ)イ</u> <u>口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ</u>	159 円/月 <u>164 円/月</u> <u>169 円/月</u>	月2回を限度
重度療養管理加算	106 円/日	要介護 3・4・5 であって別に厚生労働省が定める状態であるものに対し医学的管理のもと利用された場合
中重度ケア体制加算	22 円/日	
科学的介護推進体制加算	43 円/月	
理学療法士等体制強化加算	32 円/日	1～2時間利用のみ算定
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士 70%以上配置又は勤続年数の 10 年以上の介護福祉士が 25%配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士 50%以上配置
<u>サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</u>	<u>7 円/日</u>	<u>介護職員の総数のうち介護福祉士 40%以上配置又は勤続年数の 7 年以上の介護福祉士が 30%配置</u>
移行支援加算	13 円/日	
<u>退院時共同指導加算</u>	<u>633 円/回</u>	<u>病院・診療所からの退院ごとにつき 1 回を限度</u>
<u>送迎減算</u>	<u>-50 円/回</u>	<u>施設が送迎を行わない場合(片道につき)</u>
感染症や災害の影響により前年度の平均延べ利用者数から 5%以上減少している場合	基本報酬の 3%加算(3ヶ月間)	
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</u>	<u>所定単位数の 11.1%加算</u>	
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ</u>	<u>所定単位数の 10.3%加算</u>	
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ</u>	<u>所定単位数の 10.8%加算</u>	
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ</u>	<u>所定単位数の 10.0%加算</u>	
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</u>	<u>所定単位数の 8.3%加算</u>	
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</u>	<u>所定単位数の 7.0%加算</u>	
※その他、法令に基づく、各種加算・減算が加わる事があります。		

Ⅱ. 介護予防通所リハビリテーション（月額）

1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、介護保険給付額から除いた金額（自己負担額）を頂きます。

＜サービス利用に係る自己負担額＞

要支援 1	要支援 2
2,393 円	4,461 円

2) 各種加算について

栄養改善加算	211 円/月	
一体的サービス提供加算	507 円/月	
若年性認知症利用者受入加算	254 円/日	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)要支援 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)要支援 2	93 円/月 186 円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士 70%以上配置又は勤続年数の 10 年以 上の介護福祉士が 25%配置
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)要支援 1 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)要支援 2	76 円/月 152 円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士 50%以上配置
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)要支援 1 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)要支援 2	26 円/月 51 円/月	介護職員の総数のうち介護福祉士 40%以上配置又は勤続年数の 7 年以 上の介護福祉士が 30%配置
口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	22 円/6 月 6 円/6 月	
口腔機能向上加算(Ⅰ) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	159 円/月 169 円/月	月に 2 回を限度
栄養アセスメント加算	53 円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6 ヶ月以内)	593 円/月	
退院時共同指導加算	633 円/回	病院・診療所からの退院ごとにつき 1 回 を限度
科学的介護推進体制加算	43 円/月	
感染症や災害の影響により前年度の平均延べ 利用者数から 5%以上減少している場合	基本報酬の 3%加算(3 ヶ月間)	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 11.1%加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 10.3%加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 10.8%加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 10.0%加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 8.3%加算	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 7.0%加算	
※その他、法令に基づく、各種加算・減算が加わる事があります。		

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

食費	昼食代	1回あたり 720 円（非課税）	食事提供にかかる費用
	おやつ代	1回あたり 120 円（税込）	おやつ提供にかかる費用
日用品費		60 円/日	日常生活に要する費用であり、施設で用意するものを利用いただく場合 (※ペーパータオル、ティッシュペーパー、おしぼり、シャンプー、ボディーソープ、ハンドソープ、蓋つきコップ、ビニール袋、歯ブラシ、歯磨き粉、保湿剤、入れ歯洗浄剤、ヘアブラシ等)
教養娯楽費		90 円/日	レクリエーション等に要する費用
キャンセル代		昼食代（＋おやつ代）	利用予定日前日の午後 5 時を過ぎて変更・中止の申し出があった場合
複写物の交付		20 円/枚	複写物を必要とする場合の実費
特別な行事参加に係る費用		実費	料理活動やクラブ活動、生け花教室に参加された場合の費用
事業の実施地域を越えて行う送迎の費用		100 円/片道	事業の実施地域を越えた地点から 5 キロメートルまで
		200 円/片道	事業の実施地域を越えた地点から 5 キロメートル以上 10 キロメートル以内

(4) 利用料金の支払い方法

(1) 及び (2) の利用料金は、下記のいずれかの方法で支払指定日までに事業所に支払い下さい。

1. 利用月の月末締め翌月現金支払い
2. 利用月の月末締め翌月口座引き落とし

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前日午後 5 時までに、ご利用者の都合により、通所リハビリテーションサービスの利用を中止または変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。

5. 虐待防止について

- ・ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
- ・高齢者虐待防止指針を整備し、対策を検討する安全対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・サービス提供中に虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとします。

6. ご利用にあたっての留意事項

ご利用者が留意すべき事項としては、次のとおりとします。

- (1) 設備、器具は本来の用法及び用途に従って利用すること。
- (2) 飲酒は原則不可とする。喫煙は全面禁煙とする。
- (3) 騒音等を発したりけんか、口論、泥酔等他のご利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱したり、安全衛生を害することを行わないこと。
- (5) 火気の取り扱いは厳禁とする。
- (6) 金銭の管理は個人の責任において行う。貴重品に関しては持ち込み不可。
- (7) 宗教活動等は禁止とする。
- (8) ペットの持ち込みは原則不可とする。
- (9) ご利用者の営利行為、特定の政治活動等については禁止する。
- (10) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (11) スマートフォン等による当事業所内の撮影・録音は禁止とする。

7. 感染症対策について

感染症が発生し又はまん延しないように、感染対策マニュアルを定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染対策マニュアルを整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

8. 非常災害時の対応について

地震及びその他の災害については、運営規程第十四条の非常災害対策に基づき、ご利用者の安全を最優先し、被害を最小限に留めるために然るべき対策を実施します。

9. 業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対し通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施いたします。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 事故発生時の対応について

- ・ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族および関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。
- 別途「事故発生時対応マニュアル」に沿って対応します。

- ・事故発生の防止のための委員会（安全対策委員会）及び職員に対する定期的（年２回以上研修を行い、適切に実施するための担当者の設置をします。

1 1. 緊急時の対応について

- ・利用中にご利用者の状態が急変し、当事業所の医師が緊急性を判断した場合、協力病院又は、必要により最寄の救急病院等に搬送するなどの措置を講ずるとともに、速やかにご家族および関係機関に連絡を行います。
別途「緊急時対応マニュアル」に沿って対応します。
- ・医療機関での診療が必要な際は、かかりつけ医もしくは協力医療機関へ受診していただきます。可能な限り家族付添のもと家族送迎となります。
※受診の時点で一旦サービス利用は終了となります。

1 2. 個人情報の保護

個人情報保護のため「個人情報の保護に関する法律」及び「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス 平成 29 年 4 月 14 日 個人情報保護委員会 厚生労働省」を遵守する。したがって、ご利用者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。

また、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

さらに、サービス担当者会議等において、ご利用者またはその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりご利用者またはその家族の同意を得るものとします。

当事業所においてご利用者およびその家族の個人情報の利用目的は次の通りです。

- ・当該事業所がご利用者等に提供するサービス
- ・業務の維持・改善のための資料
- ・学生等の実習への協力
- ・介護保険業務
- ・業務上必要な行政への対応
- ・ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ・当該事業所からの案内
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

以上の利用目的以外でご利用者の情報を利用する場合は、ご利用者に対し個別に理由を説明し同意を得た上で行います。

1 3. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| ○苦情受付窓口（担当者） | 支援相談員 | 金谷 夏美 |
| ○苦情受付窓口（解決責任者） | 看護師長 | 福家 こずえ |
| | 事務部長 | 市川 努 |

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前 9：00～午後 5：00

○連絡先 075-572-8207

※ご意見箱を 1 階事務所前に設置しています。

(2) その他

当事業所以外にも居宅介護支援事業所、各区役所、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受付けております。連絡先は以下の通りです。

伏見区役所・健康長寿推進課	TEL 6 1 1－2 2 7 9
山科区役所・健康長寿推進課	TEL 5 9 2－3 2 9 0
伏見区・醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 5 7 1－6 4 7 1
伏見区・深草支所保健福祉センター健康長寿推進課	TEL 6 4 2－3 6 1 6
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課	TEL 2 1 3－5 8 7 1
京都府国民健康保険団体連合会	TEL 3 5 4－9 0 9 0
宇治市健康長寿部介護保険課	TEL 0 7 7 4－2 2－3 1 4 1

1 4. ハラスメントについて

適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な措置を講じます。ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で次の(1)～(3)のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワーハラスメント、カスタマーハラスメント他）
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
（セクシュアルハラスメント）

1 5. 利用者への説明・同意等に係る見直し

ご利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等におけるご利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

【省令改正、通知改正】

- (1) 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
- (2) ご利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

1 6. 第三者評価の受診状況等

当事業所では、個々のサービス事業所の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構への受診をしています。

また、サービスの品質を継続的に改善を図るため品質マネジメントシステムを確立し、ISO 9001：2015の規格要求事項に従い、文書化し、標準化されたサービス提供を行い、定期審査を受診しています。

○京都介護・福祉サービス第三者評価

評価機関名称：一般社団法人京都私立病院協会

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構への受診結果につきましては、当事業所ホームページおよび京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・老人保健施設白寿 <http://www.takedahp.or.jp/group/welfare/hakuju/>
- ・京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 <https://kyoto-hyoka.jp/>

○品質マネジメントシステム

適用規格：JISQ9001:2015（ISO9001:2015）

評価機関名称：一般社団法人 日本能率協会

○きょうと福祉人材育成認証制度 認証

令和 年 月 日

私は、通所リハビリテーション（介護予防）通所リハビリテーション）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人 医仁会
老人保健施設白寿
説明者 職 種
氏 名

私は、本書面に基づき事業者から施設利用に関する重要事項の説明及び利用料の徴収に関する説明を受け、（介護予防）通所リハビリテーションの提供開始に同意し、交付を受けました。

契 約 者 住 所
氏 名

身元引受人（署名代行者） 住 所
氏 名
契約者との関係

家 族 住 所
氏 名
契約者との関係

家 族 住 所
氏 名
契約者との関係

家 族 住 所
氏 名
契約者との関係